7 経口的に食物を摂取することができない。

8 その他(

「診療録で確

認」ま

た

は 「 本

人の申

立 て 」

の

どち

聴	国 民厚 生 年	年 金 保 険	診	断	書		聴覚・ そしゃ 音声又	鼻腔機能・ゴ く・嚥下機能 は言語機能	区衡機能 它	金の障害)	
(フリガナ) 氏 名				£	生年月日 昭	召和区成	年	月 日生	Ξ(歳) 🕆	性別	男	· 女
住 所	住所地の郵	郵便番号	都道 府県		郡下区	Ħ				•			
① 障害の原因 と なっ た					傷病の発生		1 700	年	月	お本(人 年	録 の 月 録	確 認 つ
傷病名					3) ①のため初 の診療を受		師 昭和 平成	年	月	日本	人年	録 の 月	位 記立 て日)
④ 傷病の原因又 は 誘 因	初診年月日	(昭和•平瓦	乾年月日)	⑤ 既7 障害				⑥ 既往症					
⑦ 傷病が治った	に(症状が固定	定して治療	傷病が治っている	場合	・・・・ 治っ7	を日	平成	年	月		日	確 認	
の効果が期行む。)かどうか。	までさない.	状態を含 -	傷病が治っていない	場合	症 状	のよく	なる見込	有	•	無	•	不明	
8 診断書作成医 おける初 診年月日 昭和・平成 9 現在 ま期 考 の他 参	所見 月 月 E 治療の内 経過、そ					-	術	主摘・その他の 手 術	名(回、	月平)]
⑩ 障 害 の) 状態	(平成	年 月 日 現症)				上 手術年	三月日(年		月		日)
右	dF 最良語 %	音 明 瞭 。 左 章害で障害年	dB 30 40 50 60 70		ベルが100dBリ	000 Hz 以上との	100 90 80 70 60 50 40 30 20 10 0 10	20 30 40 場合は、聴力	50 60			100 11 .BR)	
(2) 鼻腔機	もの障害		(3) 平衡機能の障害	丰		(4	4)そしゃぐ	く・嚥下機	能の	障害			
ア 鼻軟骨の1 一部分2 大部分3 全部イ 鼻呼吸障害	欠損		ア 閉眼での起立・立位を1 可能である。2 不安定である。3 不可能である。	呆持の状態			ア 機 能 イ 栄 養		0. 7	·良			

1	患者は、話すことや話を理解 日常会話が誰とでも成立する。		限がなく、		患者は、話すことや聞いて理解することのどちらか又はそのに多くの制限があるため、日常会話が、互いに内容を推論したずねたり、見当をつけることなどで部分的に成り立つ。	,
2	患者は、話すことや聞いて理 その両方に一定の制限がある 確認することなどで、ある程	ものの、日常会話が、			患者は、発音に関わる機能を喪失するか、話すことや聞いてすることのどちらか又は両方がほとんどできないため、日常が誰とも成立しない。	
イ多	発音不能な語音(構音障害、	音声障害又は聴覚障害	ドによる障害が	ある場	号合に、記入してください。)	
I	4 種 の 語 音 (該当するもの1つ	を○で囲んでください。)		Ⅱ 発音に関する検査結果(語音発語明瞭度検査など	<u>'</u> ')
F	コ唇音(ま行音、ば行音、ぱ行音	行等)				
	1 全て発音できる 2 -	-部発音できる 3	発音不能			
出	歯音、歯茎音(さ行音、た行音、	ら行音等)				
	1 全て発音できる 2 -	一部発音できる 3	発音不能			
坩	M茎硬口蓋音(しゃ、ちゃ、じゃ	。等)				
	1 全て発音できる 2 -	-部発音できる 3	発音不能			
車	次口蓋音(か行音、が行音等)					
12	1 全て発音できる 2 -	-部発音できる 3	発音不能			
	_ ,,_ ,, _ ,	,,=,	, , , , , ,			
ウ <i>5</i>	失語症の障害の程度(失詞	語症がある場合に、記入	.してください。)		
ΙĒ	音声言語の表出及び理解の程度	(該当するもの1つを○	で囲んでくださ	۲۱،°)	Ⅱ 失語症に関する検査結果(標準失語症検査など))
〕	単語の呼称(単語の例 : 家、鞘	化下、自動車、電話、7	火)			\neg
	1 できる 2 おおむねでき	さる 3 あまりでき	ない 4つ	できな	V	
矢	豆文の発話(2~3文節程度、例	削:女の子が本を読ん ~	でいる)			
	1 できる 2 おおむねでき	さる 3 あまりでき	ない 4つ	できな	v	
£	長文の発話(4~6文節程度、例	削:私の家に田舎から	大きな小包が	届いた	<u>-</u>)	
	1 できる 2 おおむねでき	さる 3 あまりでき	ない 4 つ	できな	V	
肖	単語の理解(例:単語の呼称と同	司じ)				
	1 できる 2 おおむねでき	さる 3 あまりでき	ない 4つ	できな	V	
矢	豆文の理解(例:短文の発話と 同	司じ)				
	1 できる 2 おおむねでき	きる 3 あまりでき	ない 4 つ	できな	V	
£	長文の理解(例:長文の発話と同	引じ)				
	1 できる 2 おおむねでき	3 あまりでき	ない 4つ	できな	\`\	
動育	定時の日常生活活 能力及び労働能力 「記入してください。)					
2) (必す	予 後 『記入してください。)					
3)	備考					
	本人の障害の程度及び		記入する必要	はあり	りません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)	
上	記のとおり、診断します。	平成 年	月 日			

診療担当科名

印

医師氏名

(5)音声又は言語機能の障害

病院又は診療所の名称

所 在 地

ア 会話による意思疎通の程度 (該当するものを選んでどれか1つを○で囲んでください。)

記入上の注意

1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。

- 2 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の 診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してくださ い。
- 3 ⑨の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。(なお、入院日数1日は、 診療回数1回として計算してください。)
- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
 - (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。 (無関係な欄は斜線により抹消しください。) なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
 - (2) ⑩の欄の「(1) 聴覚の障害」の測定結果は、過去3か月間において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを記入してください。
 - (3) ⑩の(1)の欄の「聴力レベル」の算出方法は、次の方法により行ってください。
 - ① 「聴力レベル値」は、オージオメータにより測定してください。
 - ② 「聴力レベル値」は、 $\frac{a+2b+c}{4}$ により算出してください。

a: 周波数 500ヘルツの音に対する純音聴力レベル値

b: 周波数 1,000ヘルツの音に対する純音聴力レベル値

c: 周波数 2,000ヘルツの音に対する純音聴力レベル値

(4) ⑩の(1)の欄の「最良語音明瞭度」は、「聴力レベル」が90デシベルに満たない場合についてのみ検査成績を 記入してください。

なお、最良語音明瞭度の検査は、オージオロジー学会で定めた方法により行ってください。

(5) ⑩の(1)の欄の「所見」は、聴覚の障害で障害年金を受給していない人に両耳の「聴力レベル」が100デシベ 以上の診断を行う場合については、オージオメータによる検査に加えて、聴性脳幹反応検査(ABR)等の他覚 的聴力検査又はそれに相当する検査(遅延側音検査、ロンバールテスト、ステンゲルテストなど)を行い、その 結果(検査方法及び検査所見)を記入してください。また、この診断書のほかに、その記録データのコピー等を 必ず添えてください。

なお、聴覚の障害で既に障害年金を受給している人は記入等は不要ですので、本人に確認してください。

- (6) ⑩の(5)の欄の「イ 発音不能な語音」は、構音障害、音声障害又は聴覚障害による障害がある場合に、記入 してください。発音に関する検査を行った場合は、その検査結果を「II 発音に関する検査結果」欄に記入して ください。
- (7) ⑩の(5)の欄の「ウ 失語症の障害の程度」は、失語症がある場合に記入してください。失語症に関する検査を行った場合は、その検査結果を「Ⅱ 失語症に関する検査結果」欄に記入してください。必要に応じて失語症検査の結果表を添えてください。